

2009年2月吉日

お客様各位

ADVANTEC®

アドバンテック東洋株式会社

修理、点検整備をご依頼いただく際の安全性の事前確認のお知らせ

拝啓

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、アドバンテック製品のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度弊社では、労働安全衛生法 第4章 第20条、第22条に基づき、業務に当たる弊社社員の健康と安全を確保するため、修理、点検整備をご依頼いただく際に、別添の「修理・点検整備依頼製品の安全確認書(以下、「安全確認書」と略します)」をご記入いただき、事前に当該製品の安全性の確認をさせていただくこととなりましたので、ご案内申し上げます。

当該製品の引取り作業実施者および修理・点検整備作業実施者の健康を損なう虞がない(安全である)ことを保証いただけない場合は、修理、点検整備をお断りさせていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、弊社担当営業所までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

敬具

1. 確認手順

修理、点検整備をご依頼いただく際は、この「[安全確認書](#)」をクリックして印刷いただくか、弊社担当営業所より入手いただき、以下の内容をご確認のうえご記入くださいますようお願いいたします。

(1) 「安全確認書」の記入方法

- ・ご依頼いただく内容をご記入ください(1. 依頼内容、2. 製品名・型式、別冊付)。
- ・汚染(有毒)物質の使用の有無を確認してください(3. 汚染(有毒))。
- ・汚染(有毒)物質の使用がない場合は、使用「なし」にチェックし、ご記名、ご捺印の上、「安全確認書」を当該製品に添付し、弊社にお引き渡しください。
- ・汚染(有毒)物質の使用がある場合は、「あり」にチェックを記入してください。
- ・続いて、汚染(有毒)物質、除染方法について、ご記入いただき{4. 汚染(有毒)物質名~7. 除染作業者}、当該製品が安全であることについて保証(ご記名、ご捺印必須)をお願いいたします(8. 当該製品が安全であることの保証)。
- ・汚染(有毒)物質の使用がある場合で、除染、安全保証のない場合は、修理、点検はお断りさせていただきます。

(2) 弊社で引き取り修理、点検整備する場合

- ・ご記入いただいた「安全確認書」の原本を当該製品に添付し、弊社にご提出ください。
- ・宅配便などで、当該製品を弊社に送付いただく場合は、宅配伝票に「安全確認書添付」と記載いただきますようお願いいたします。
- ・「安全確認書」が添付されていない場合は、修理、点検整備はお断りさせていただきます。

(3) 現地対応の場合

- ・ご記入いただいた「安全確認書」の原本を窓口販売店または弊社担当営業所に送付してください。
- ・弊社で内容確認後、お見積り、修理、点検整備をさせていただきます。

2. 実施時期

2009年4月1日(水)より。

2009年3月31日(火)までは、準備期間とし、2009年4月1日(水)より正式に実施させていただきます。

3. 労働安全衛生法 第4章(ご参考)

- ・第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
 1. 機械、器具その他の設備による危険
 2. 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
 3. 電気、熱その他のエネルギーによる危険
- ・第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
 1. 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
 2. 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
 3. 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
 4. 排気、排液又は残さい物による健康障害

以上